

料金メニュー表（低圧電灯プラン3型）

《九州電力株式会社管内》

実施日 2019年10月1日



「料金メニュー表（低圧電灯プラン3型）『九州電力株式会社管内』」（以下「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別途定める「電気需給約款（低圧）」（以下「本約款」といいます。）に基づき、当社の電気をご使用になるお客様に電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

第1条 定義

次の用語は、本料金メニュー表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものといたします。

一般送配電事業者

本料金メニュー表では九州電力株式会社をいいます。

第2条 対象地域

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は一般送配電事業者の供給区域と同一となります。ただし、離島は除きます。

第3条 料金メニュー

本料金メニュー表に規定する料金メニューは次のとおりといたします。

需要区分	料金メニュー
低圧 電灯および小型機器	低圧電灯プラン3型（九州電力株式会社管内）

第4条 低圧電灯プラン3型（九州電力株式会社管内）

(1) 対象となるお客さまおよび需要場所の条件

電灯および小型機器を使用するお客さまで、当社が供給可能と判断したお客さまに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が別表2（燃料費調整）(1)□.(イ)によって算定される場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニ.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表2（燃料費調整）(1)□.(ロ)によって算定される場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニ.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)□.(イ)によって算定される場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）ニ.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)□.(ロ)によって算定される場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）ニ.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ. 基本料金

基本料金は、1か月につきお客さま毎に設定した金額といたします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

ロ. 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量により算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	17.45円
120キロワット時を超える300キロワット時までの1キロワット時につき	23.05円
300キロワット時を超える1キロワット時につき	25.08円

第5条 本料金メニュー表の変更および料金メニューの変更・廃止

当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款第3条（本約款等の変更）によるものといたします。

第6条 その他

(1) 本料金メニュー表別表3に定める離島平均燃料価格算定期間は、本約款第2条（定義）(22)に定める平均燃料価格算定期間と同一とします。

(2) 本約款第32条(4)で定める燃料費調整額は、燃料費調整額及び離島ユニバーサル調整額と読み替えて適用します。

(3) 本約款第4条(5)は以下のとおり修正します。

第4条(5)：別段の定めがある場合を除き、基本料金、電力量料金の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で切り捨て、燃料費調整額及び離島ユニバーサル調整額の単位は、1円とし、その端数は、燃料費調整額及び離島ユニバーサル調整額を合計した額について、小数点以下第3位で切り捨て、再生エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨て、また、料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、1円未満の端数は切り捨てます。

別 表

別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
- ロ. お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といいます。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イ.にかかわらず、イ.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

別表2（燃料費調整）

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0053$

$\beta = 0.1861$

$\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(1)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(0)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間

毎年 10月 1日から 12月末日までの期間	翌年 2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年 11月 1日から翌年の 1月末日までの期間	翌年 3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年 12月 1日から翌年の 2月末日までの期間	翌年 4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

二. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1月の使用電力量により算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりいたします。

1 キロリットルにつき	27,400 円
-------------	----------

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき	0.136 円
-------------	---------

(4) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イ.の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (1) 口.によって算定された燃料費調整単価と、別表 3 (1) イ.の各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (1) 口.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合算した単価をお知らせいたします。

別表3（離島ユニバーサルサービス調整）

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ. 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。また、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α = 1.0000

β = 0.0000

γ = 0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が料金表に定める離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島基準燃料価格 - 離島平均燃料価格) × 離島基準単価 / 1,000

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が料金表に定める離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × 離島基準単価 / 1,000

ハ. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間

	日までの期間
毎年 7月 1日から 9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年 8月 1日から 10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年 9月 1日から 11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10月 1日から 12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11月 1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12月 1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二. 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量により算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

1キロリットルにつき	52,500円
------------	---------

(3) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	0.003円
------------	--------